

平成 23 年 2 月

株式会社 ぎょうせい

## 「分かりやすい公用文の書き方 改訂版」ご愛読者の皆様へ

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、「分かりやすい公用文の書き方 改訂版」をご愛読賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 22 年 11 月 30 日に出されました常用漢字表の改定告示に併せ、以下の 2 つの訓令と通知が出されました。

- 「公用文における漢字使用等について」(平成 22 年 11 月 30 日内閣訓令第 1 号)
- 「法令における漢字使用等について」(平成 22 年 11 月 30 日内閣法制局長官決定)

これに伴い、公用文における漢字表記の方法が一部変更されましたので、読者の皆様にご案内をいたします。

別紙に変更点をまとめましたので、ご参照いただければ幸いです。

(別紙)

平成22年11月30日に出されました、常用漢字表の改定告示に併せ、以下の2つの訓令と通知が出されました。

- 「公用文における漢字使用等について」  
(平成22年11月30日内閣訓令第1号) ※
- 「法令における漢字使用等について」  
(平成22年11月30日内閣法制局長官決定) ※

これに伴い、公用文において、下記のとおり、表記の変更が生じました。

※これらの訓令・通知は当社Webサイトで内容をご確認いただけます。

URL <http://gyosei.jp>

(当社Webサイト内図書詳細ページの目次下「関連リンク」の外部リンクをご覧ください。)

### <主な変更点>

- 「問い合わせ」「貼り付け」は、「問合せ」「貼付け」として、送り仮名の省略ができるようになった。
- 常用漢字表の改定により、「他」に「ほか」の読みが認められたが、法令でも、法令以外の公用文でも、「ほか」という読みで「他」という漢字は用いないこととされた。

\* 詳しい変更箇所については、次ページ以降をご参照ください。

## <詳しい変更箇所>

◎27ページ 20行目の次に、以下の文章を追加

なお、次の熟語については、平成22年の常用漢字表の改正により他の表記も可能になったが、従来の表記によることとされた。

壊滅(×潰滅) 決壊(×決潰) 広範(×広汎) 全壊(×全潰)

倒壊(×倒潰) 破棄(×破毀) 崩壊(×崩潰) 理屈(×理窟)

また、次の熟語については、追加された常用漢字を用いるものとされた。

×憶測→臆測 ×肝心→肝腎

◎27ページ 21行目

【変更前】 人名用漢字は現在 985 字

【変更後】 人名用漢字は現在 861 字

◎28ページ 14行目～15行目(下線部を追加)

【変更前】 さらに、平成21年に「禱」「穹」の2字が追加され、人名用漢字は 985 字となった(参考資料(4)「人名用漢字の変遷」参照)。

【変更後】 さらに、平成21年に「禱」「穹」の2字が追加され、平成22年に常用漢字表の改正に伴って新たに常用漢字に加えられた129字が削除され、同表から削られた5字が追加され、人名用漢字は861字となった(参考資料(4)「人名用漢字の変遷」参照)。

◎29ページ 11行目～17行目

【変更前】 昭和26年に出されている通知(その後一部改正されている。)によると、「漢字をはずしても意味のおおる使い慣れたもの」は全て平仮名で記述し(例1)、それ以外で「他に良い言い換えがないもの」は常用漢字以外の漢字だけを仮名書きする(例2)こととされているが、この区別は必ずしも明確でない。

**例1** 澱粉→でんぷん 斡旋→あっせん

**例2** 改竄→改ざん 口腔→口こう

【変更後】 「法令における漢字使用等について」(平成22年11月30日付け内閣法制局長官決定)によると、単語の一部だけ仮名に改める方法はできるだけ避けるが(例1)、一部に漢字を用いた方が分かりやすい場合はこの限りでない(例2)とされている。

**例1** 斡旋→あっせん 煉瓦→れんが

**例2** 堰堤→えん堤 救恤→救じゅつ 橋梁→橋りょう 口腔→口こう

屎尿→し尿 出捐→出えん 塵肺→じん肺 溜池→ため池

澱粉→でん粉 顛末→てん末 屠畜→と畜 煤煙→ばい煙

排泄→排せつ 封緘→封かん 僻地→へき地 烙印→らく印

漏洩→漏えい

◎30ページ 4行目の次に、以下の例を追加

**例** 暗渠 按分 瑕疵 涵養 強姦 砒素 埠頭

◎33ページ 21行目の「副詞及び連体詞は、原則漢字表記」の表に、以下の2語を加える

全て 僅か

◎36ページ 11行目（下線部が変更箇所）

【変更前】 「ほか」は、原則として漢字で「他」又は「外」と表記する。

【変更後】 「ほか」は、原則として平仮名で表記する。

◎39ページ 7行目（下線部が変更箇所）

【変更前】 「など」と読むなら平仮名、「ほか」は原則漢字で

【変更後】 「など」と読むなら平仮名、「ほか」は原則平仮名で

◎39ページ 12行目～

【変更前】 平成22年の常用漢字用の改正に伴い、「他」に「ほか」の読みが認められたので、「ほか」は、原則漢字で書かなければならないことになった。その際、「外」にも「ほか」の読みがあり、その表記は法令では用いないこととされているが、法令以外の公用文上「他」と「外」の区別をどうするかという問題を考えなければならない。

改定常用漢字表の解説には、次のような例が掲げられている。

「他」 この他に用意するものはあるか。他の人にも尋ねる。

「外」 思いの外到着が早かった。想像の外の事件が起こる。

そうすると、「他」は同等なものがそれ以外にもあるような場合に用い、「外」は一定の範囲の外に何かあるような場合に用いると考えるべきであろうか。

「他」も「外」も基本的には同意語であるので、その区別は難しく、更に研究が必要である。

ちなみに、例えば「その他」という表記について、「そのた」と読むのか、「そのほか」と読むのか、常用漢字表の改正に伴って分からなくなった。

【変更後】 平成22年の常用漢字表の改正により、「他」に「ほか」の読みが認められたが、改正に伴う通知により、法令でも、法令以外の公用文でも、「ほか」という読みで「他」という漢字は用いないこととされた。したがって、公用文においては、従来の扱いに変化はなく、「その他」は「そのた」としか読まず、「このほか」を「この他」とは書けない。「ほか」と読むときは、平仮名を用いるということである。

ちなみに、「外」にも「ほか」の読みがあるが、「他」と同様、この読みでは法令には用いず、法令以外の公用文でも、公的な根拠はないが、上記の「隊長、副隊長外3人」などの表記や「殊の外」を除き、「外」は用いないこととされている。したがって、公用文においては、「他」と「外」の違いを論ずる実益はないので、解説は省略したい。

◎40ページ 12行目「…書けるようになった。」の次に以下の文章を追加

「～にかかわらず」は、「拘わらず」と書くべきものであるので、従来どおり平仮名で表記する。

◎ 48 ページ 2 行目

「・肝心」を削除

◎ 48 ページ 17 行目

「雰囲気（ふんいき）」の次に、「真面目（まじめ）」を追加

◎ 49 ページ 2 行目

「まじめ（×真面目）」を削除

◎ 53 ページ 18 行目

「五月晴れ」を削除

◎ 54 ページ 22 行目

「一般に、このような複合語については、この原則が適用される。以下に同形の語句を掲げておく。」の以下の語群に、以下の2語を加える。

問合せ 貼付け

◎ 59 ページ 5 行目

【変更前】 問い合わせ

【変更後】 問合せ

◎ 59 ページ 12 行目

【変更前】 「問い合わせ」は、「問い合わせ」や「問合せ」としたのも多いが、すべて送り仮名を付けるのが正しい。これに対して、

【変更後】 「問い合わせ」は、平成 22 年の常用漢字表の改正に合わせて「問合せ」と送り仮名を省略できるようになった。同様に

◎ 214 ページ～

「公用文における漢字使用等について」（平成 22 年 11 月 30 日内閣訓令第 1 号）に差替え

◎ 217 ページ～

「法令における漢字使用等について」（平成 22 年 11 月 30 日内閣法制局長官決定）に差替え

※これらの訓令・通知は当社HPから内容をご確認いただけます。

URL <http://gyosei.jp>

（当社HP内「お知らせ」2011年2月15日付をご覧ください）

◎ 222 ページ 「人名用漢字の変遷」の末尾に以下を追加

8 平成 22 年の常用漢字表の改正に伴い、次の漢字を削除（129 字）

串伎侶俺僅冥冶凄刹勃勾勾呂唄埼堆塞填奈妖媛宛岡崖嵐巾弥憧威戴搽拭挨拳捉捻斑旦旺味  
暖曾枕柵柿析榎梨椅椎汎沙汰湧煎熊爪爽牙玩瑠璃瓦畏畿眉睦瞳瞭稽窟箸羨肘脇腎膳臆臼  
舩艷芯茨葛蓋蔽藤藍虎虹蜂蜜袖裾詣詮誰諦謎貌貼蹴遯遜那耐醒采釜錦鍋鍵鎌閻阜阪隙韓頃  
須頓頰餅駒鶴鹿麓龜

同時に次の漢字を追加（5 字）

勺勺脹銃錘